

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律第四条第一項の事業の区分及び規模を定める政令

規制の名称：特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上のための措置

規制の区分：新設、改正 **(拡充)**、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：経済産業省商務情報政策局情報経済課デジタル取引環境整備室

評価実施時期：令和3年1月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

デジタルプラットフォームには、一般に、ネットワーク効果が強く働く等、急激に成長しやすいという特性がある。現に、本規制において「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（以下「透明化法」という。）の主な規律の対象とする予定のオンラインモール及びアプリストアの事業においては、既に市場において支配的な地位が形成され、それにより不公正な行為が行われているとの懸念が指摘されている。

近年、デジタルプラットフォームの市場規模は拡大し続けている。例えば、オンラインモールでは2016年には7.4兆円だった市場規模が2018年には8.8兆円、アプリストアでは2016年に1.3兆円だった市場規模が2018年には1.7兆円まで拡大しており、それぞれのデジタルプラットフォームを数十万の出店者等が利用しているとされる。こうした傾向は引き続き変わらないと考えられるところ、それに伴ってデジタルプラットフォーム提供者の自らのデジタルプラットフォームを利用する出店者等に対する影響力はますます増大していくものと考えられる。

この状況で規制の新設を行わない場合、①ネットワーク効果により、デジタルプラットフォーム提供者の競争優位が強化されるとともに、②支配的な地位を形成したデジタルプラットフォーム提供者による透明性や公正性の低い取引がより多くの事業者に対して行われることにより、さらに問題が拡大していく懸念がある。

- ② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯(効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと)を明確かつ簡潔に記載する。

[課題及びその発生原因]

透明化法の検討に先立ち、公正取引委員会が実施した調査によれば、契約の一方的な変更に伴い経済的な損害を受けた、不要なサービスの購入を強制された等の多くの問題が、大規模なオンラインモール及びアプリストアの出店者等から指摘されている。

こうした課題の解決には、実効性を持った規律を課す必要があり、そのためには、透明化法の規制の対象となる事業者の範囲として、大規模なオンラインモール及びアプリストアを以下の規制によって定めることにより、そうした大規模なオンラインモール及びアプリストアを運営する事業者に透明化法の規制を適用することが必要である。

[規制の内容]

- ① 特定デジタルプラットフォーム提供者の指定のための事業の区分及び規模の制定

2 直接的な費用の把握

- ③ 「遵守費用」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

本規制は、透明化法の規律の対象となる特定デジタルプラットフォーム提供者の指定のための事業の区分及び規模を定めるものである。これにより、デジタルプラットフォーム提供者には、自身の運営するデジタルプラットフォームが政令で定める範囲に該当する場合に、その規模を届け出る費用が発生することが想定されるが、その費用については、対応する事業者の事務処理に係る費用によるため、定量的な推計は困難である。ただし、本規制は定められた一つの指標を届け出るのみのものであり、事業者の追加的な遵守費用は小さいものと考えられる。

また、本規制が定められることにより、指定を受け特定デジタルプラットフォーム提供者となる事業者については、透明化法上の規律の対象となることとなり、透明化法における規制の遵守費用が発生する。具体的には、①利用者に対する特定デジタルプラットフォームの提供条件等の

開示義務、②特定デジタルプラットフォームの改善のための措置を講じる義務、③特定デジタルプラットフォーム提供者の報告義務である。それぞれの義務における遵守費用は、下記のとおりである。

①利用者に対する特定デジタルプラットフォームの提供条件等の開示義務

透明化法において要求される開示義務を実際に履行する際の事務的な費用が想定されるが、その費用については、既に行われている情報開示の程度等にもよるものであり、定量的な推計は困難である。

ただし、透明化法における規制は利用規約の内容を改定することや、既に行っている提供条件の変更の通知の期間・内容を変更するといった程度の対応を求めるものであることに加え、既にEUで先行して成立し2020年夏に施行した「オンライン仲介サービスのビジネスユーザーを対象とする公正性・透明性の促進に関する規則（以下「P2B規則」という。）」と同様の義務を課すものが多く、開示義務の対象となる特定デジタルプラットフォーム提供者に指定される見込みの企業の多くはグローバルに事業展開していることから、同程度の対応を既に義務付けられていることになるので、事業者にとり過大な負担にはならないものと考えられる。

②特定デジタルプラットフォームの改善のための措置を講じる義務

透明化法で要求される手続・体制の整備の費用が想定されるが、その費用については、既に行われている手続・体制の整備の程度等にもよるものであり、定量的な推計は困難である。

ただし、本規制で求められるのは既に各社に存在する苦情処理窓口等の機能を拡充する等の対応であり、ユーザーの苦情処理システムの設置は既にP2B規則でもグローバルで求められている対応であることから、①同様に事業者にとり過大な負担にはならないものと考えられる。

③特定デジタルプラットフォーム提供者への報告義務

透明化法で要求される報告書の提出にかかる遵守費用が想定されるが、その費用については、対応する事業者の事務処理に係る費用によるものであり、定量的な推計は困難である。

ただし、透明化法では年に一度定められた事項の報告を求めるのみであることから、事業者にとり過大な負担にはならないものと考えられる。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

(規制の緩和ではないため該当せず。)

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

本規制の導入及びこれに伴う透明化法の規制の適用により、特定デジタルプラットフォーム提供者と出店者等の間で行われている、現状においては透明性や公正性の低い取引が是正されることが予想される。

その取引には様々な類型が存在し、それによる出店者等への経済的な損失も個別の事案ごとに異なるため定量的に便益を示すことは困難であるが、例えば、公正取引委員会が2019年10月に結果公表した「オンラインモール・アプリストアにおける取引の実態調査」によれば、本規制において透明化法の規律の対象となる大規模なオンラインモール・アプリストアについて、契約の一方的な変更に伴い経済的な損害を受けた、不要なサービスの購入を強制された等の問題が出店者等から指摘されており、その効果は広範な事業者に及び、それぞれの影響も大きいものと思われるため、一定程度の効果が期待される。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

特定デジタルプラットフォーム提供者と出店者等との間で行われている取引には様々な類型が存在する上、同じ行為（例えば契約の変更）であっても、それによる出店者等への経済的な損失は出店者等ごとに異なるため、本規制の導入及びこれに伴う透明化法の規制の適用による取引の透明性及び公正性の向上の便益を金銭価値化することは困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費

用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

(規制の緩和ではないため該当せず。)

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本規制は、透明化法の規律の対象となる事業者の範囲を定めるものであり、当該範囲に該当する事業者に対して指定がなされた場合には、本規制に伴う透明化法の規制の適用により、当該事業者の提供条件等の開示や手続・体制の整備が求められることとなるが、特定デジタルプラットフォーム提供者は一定規模以上のものに限られ、また、規律の内容も特定デジタルプラットフォーム提供者の事業活動の内容そのものに対して制限を設けるものではないことから、競争に負の影響は生じないものと想定される。

むしろ、指定を受けたデジタルプラットフォームの取組が評価・公表されることから、これらの執行を通じてベストプラクティスが広まることにより、特定デジタルプラットフォーム提供者以外のプラットフォーム提供者が行う取引についても透明性及び公正性が向上することが期待される。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記2～4を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下のとおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負

担先を中心に分析する費用分析

- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

③及び⑤の回答で述べたとおり、本規制の導入及びこれに伴う透明化法の適用において生じる費用負担は小さいものであるのに対して、その便益は多くの出店者等に及び効果も大きいと考えられることから、費用は正当化されるものと考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

本規制は、透明化法の委任規定に基づき、同法の規制の対象となる事業者の範囲を政令により定めるものであり、規制内容について代替案を想定することはできない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

内閣官房が主催する「デジタル市場競争会議」において、本規制において大規模なオンライン・アプリストアを当面の対象とすることが決定され、その後、その下に設置された「デジタル市場競争会議ワーキンググループ」においても、これまで計2回本規制の措置に関する審議が行われ、本政令案の措置事項が妥当とされた。

<デジタル市場競争会議：

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/digitalmarket/kyosokaigi/index.html>>

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

本規制の内容については、透明化法の国会審議における附帯決議にて、特定デジタルプラットフォーム提供者の対象範囲については適時に調査を実施し、必要とされる見直しの検討を行うこととされたことから、適時にその影響を評価する予定である。

また、透明化法については、透明化法附則第 2 項において、法施行後 3 年経過時に見直す旨が規定されているため、施行から 3 年後にも、事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

透明化法においては、モニタリング・レビューの中で規制対象となる各社の義務の履行状況や苦情の処理状況等をもとに特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の評価を行うこととしている。このため、本規制の事後評価の際も、同様の指標を用いる。